

## 生命保険業のグローバル化への対応と課題

第一生命保険株式会社 野口 直秀

### 1. 生命保険会社のグローバル化の対応状況

日本の生命保険会社は、海外の保険子会社等を通じ、世界8カ国で保険引受事業を行っており、そのほとんどは2007年以降に集中している。

日本の生命保険会社は主に人口が大きく生命保険市場の拡大が見込まれるアジア新興地域を中心に海外展開している。また、近年、市場規模が大きく、国民一人あたりの年間の生命保険料が千ドルを超える北米、欧州、オセアニア等の先進市場にも進出し、足下の利益貢献を図る例がある。

具体的な進出地域としては、アジアが5カ国で最多、中国2社、インド2社、インドネシア4社、ベトナム2社、タイ2社となっている（以下表中「5ヶ国」と表示）。その他、米国3社、ポーランド1社、オーストラリア1社となっている。

地域	人口 (百万)	2014 生保保険料 (百万ドル)			日本の生保による進出状況 (保険事業を営む連結子・持分法会社)
		シェア(%)	1人当(\$)		
北米	354	580,358	21.8	1,638	
┌ [米国]	318	528,221	19.9	1,657	3社 (明治安田、日本、第一)
南米	619	75,245	2.8	121	
欧州	815	1,002,728	37.7	1,138	1社 (明治安田)
アジア	4,265	892,318	33.6	209	
┌ (5ヶ国)	3,075	256,995	9.6	83	12社 (第一、日本、明治安田、住友)
オセアニア	38	58,103	2.1	1,508	1社 (第一)
アフリカ	1,124	45,796	1.7	40	
合計	7,217	2,654,549	100.0	367	17社

(出典) Swiss Re 「sigma world insurance in 2014」、各社ディスクリップ資料を基に作成(出資完了ベース)。

### 2. 生命保険会社のグローバル化にあたっての課題 (国内規制)

日本の保険会社が海外の保険会社等を買収する際、国内規制で実務上の大きな負荷となるのは子会社の業務範囲規制である。

日本の保険会社の子会社とできる会社（以下「子会社対象会社」）の範囲は保険業法で個別列挙（限定）されているのに対し、欧米の保険会社は同様の限定は課されておらず、保険会社の買収時において日本の保険会社が競争上不利な立場におかれることがあった。

【平成27年度大会】

シンポジウム

報告要旨：野口 直秀

このような障害を解消する観点から、保険業法 106 条に 4 項が新設され、外国の保険会社等を子会社とする場合の特例措置が設けられたが、子会社対象会社以外の会社の保有を原則 5 年間とする例外的措置であり、子会社の業務範囲制限のない欧米主要国との規制の差異は依然大きい。

厳格な子会社業務範囲規制は主に国内を視野に入れた制度導入時には合理的な理由を有していたものと考えられるが、我が国保険業のグローバル化が急激に進展している今日、とりわけ海外での適用について、監督体制の整備やリスク管理手法の進展等の状況を踏まえ、抜本的な検討を要する時期に来ていると思われる。

本報告では、保険会社及び銀行に適用される子会社業務範囲規制の枠組みにおける趣旨・経緯を明らかにした上で、諸外国の規制動向も踏まえ、今日的な子会社業務範囲規制のあり方について考察を行う。

